

令和 7 年度

契 約 番 号	第72－21－00275号		
件 名	藻岩浄水場ブロック I T V設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 10月 15日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	572,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		門
落 札 (決 定) 業 者	A0000004933 株) 国際電気 北海道支店		

(単位：円)

[illegible]

令和 7 年度

契 約 番 号	第74－21－00228号		
件 名	一の沢ダム光ケーブル架替業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 10月 15日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	1,540,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	74 水質管理センター
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000092670 親栄電気工事 (株)		

(単位：円)

[illegible]

令和 7 年度

契 約 番 号	第72－21－00276号		
件 名	藻岩浄水場クレーン設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 10月 15日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	1,265,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000014230 中山機械 (株)		

(単位：円)

[illegible]

令和 7 年度

契 約 番 号	第54－21－00447号		
件 名	北郷小学校ほか2か所緊急貯水槽遮断弁点検業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 10月 15日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	1,045,000 円	主 管 課	54 南部配水管理課
	入札(見積)価格に10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000109800 (株)クボタ建設 東京支社		

(単位：円)

[illegible]

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 北郷小学校ほか2か所緊急貯水槽遮断弁点検業務
- 2 事業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由 本業務は、白石区北郷小学校ほか2箇所に設置している緊急遮断弁の点検整備を行うものである。緊急遮断弁は、緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう点検整備を実施する必要がある。
本業務の対象機器は、上記業者が開発したものであるため、専用部品や点検整備に必要な技術資料は、製造業者の独自の仕様となっており、一般に公開していない。
以上のことから、上記業者は、当該業務を、的確に行える唯一の業者であることから特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(单位: 円)

(備考)

2回目: 令和7年10月15日 10:30 提出期限、同時に10:35開披



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 豊平区平岸小学校ほか緊急貯水槽遮断弁点検業務
2. 業者名 株式会社前澤エンジニアリングサービス北海道営業所
3. 特定理由

本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の機能を保持するための点検整備を行うものである。緊急遮断弁は緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう定期的な点検整備を実施する必要がある。

本業務の対象機器は、前澤工業㈱が開発したものであるため、専用部品や点検整備に必要な技術資料は、製造業者の独自の仕様となっており、一般に公開されていないものである。また、機械施設の点検・修理・修繕および補修部品の販売は㈱前澤エンジニアリングサービスが担当している。

以上により、上記業者以外では本業務を履行することができない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。